

飯綱町プロフェッショナル人材就業促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内の中小企業におけるプロフェッショナル人材の受入れを促進することにより、町内の中小企業の経営体質の強化及び地域経済の成長等に資するため、予算の範囲内で補助金を交付することについて、飯綱町補助金等交付規則（平成17年飯綱町規則第27号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) プロフェッショナル人材 長野県プロフェッショナル人材戦略拠点及び民間人材ビジネス事業者の連携による仲介によって町内の中小企業に就業を希望する者をいう。
- (2) 長野県プロフェッショナル人材戦略拠点 企業におけるプロフェッショナル人材の需要を開拓し、都市圏から地方へのプロフェッショナル人材の就業を促進することにより、長野県内の企業の成長戦略の実現に資するために長野県に設置された拠点をいう。
- (3) 民間人材ビジネス事業者 職業安定法（昭和22年法律第141号）の規定に基づく有料職業紹介事業の許可を受けた事業者であつて、長野県プロフェッショナル人材戦略拠点に登録した者をいう。
- (4) 試用就業 期間の定めのある雇用契約又は出向契約（事業主と資本関係を有する企業からの出向を除く。以下「雇用契約等」という。）に基づき町内で一定期間就業することをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であつて、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 町内に本社又は主たる事務所若しくは事業所（以下「本社等」という。）を有すること。
- (2) 町内の本社等において試用就業を実施すること。
- (3) 飯綱町が賦課する税及び料金に滞納がないこと。
- (4) 雇用保険に加入している事業主であること。
- (5) 役員等（事業主が個人である場合はその者を、事業主が法人である場合はその本社等及び当該本社等と常時契約を締結する本社等を代表する者をいう。）が飯綱町暴力団排除条例（平成23年飯綱町条例第21号）に規定する暴力団若しくは暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者がプロフェッショナル人材の正規雇用の可否を判断するために、町内の本社等においてプロ

フェッショナル人材を試用就業させる事業とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、プロフェッショナル人材の試用就業に要する経費のうち、補助対象者が民間人材ビジネス事業者へ支払う手数料とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内とし、一人当たり25万円を限度とする。

2 補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、プロフェッショナル人材と雇用契約等を締結したときは、速やかに飯綱町プロフェッショナル人材就業促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 民間人材ビジネス事業者へ支払う手数料の見積書の写し
- (3) 町税等の納税証明書
- (4) その他町長が必要と認める書類

(交付の決定)

第8条 町長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは交付の決定を行い、飯綱町プロフェッショナル人材就業促進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(事業の変更)

第9条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、事業の内容を変更しようとするときは、速やかに飯綱町プロフェッショナル人材就業促進事業変更承認申請書（様式第3号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更することができる。

3 町長は、前項の規定により交付の決定の内容を変更した場合は、飯綱町プロフェッショナル人材就業促進事業補助金交付決定変更通知書（様式第4号）により交付決定者に通知するものとする。

(事業の中止又は廃止)

第10条 交付決定者は、事業を中止又は廃止しようとするときは、飯綱町プロフェッショナル人材就業促進事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定により事業の中止又は廃止を承認した場合は、飯綱町プロフェッショナル人材就業促進事業中止（廃止）承認通知書（様式第6号）により交付決定者に通知するものとする。

(実績報告書)

第11条 交付決定者は、民間人材ビジネス事業者へ支払う手数料の支払が完了したときは、速やかに飯綱町プロフェッショナル人材就業促進事業補助金実績報告書（様式第7号）に、手数料の支払に係る領収書の写しを添えて町長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 町長は、前条の規定による実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、交付すべき補助金の額を確定し、飯綱町プロフェッショナル人材就業促進事業補助金確定通知書（様式第8号）により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 交付決定者は、前条の規定による通知があったときは、飯綱町プロフェッショナル人材就業促進事業補助金交付請求書（様式第9号）を町長に提出しなければならない。

(交付の決定の取消)

第14条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すものとする。

- (1) 虚偽の申請その他の不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金交付の条件、法令又はこの要綱に違反したとき。
- (3) 試用就業期間満了後、補助事業者がその業績不振のみを理由として、プロフェッショナル人材との雇用契約等を継続しないとき。

2 町長は、前項の規定により交付の決定を取り消した場合は、飯綱町プロフェッショナル人材就業促進事業補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により交付決定者に通知するものとする。

(補足)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

年 月 日

飯網町長 様

所 在 地

事 業 者 名

代表者氏名

印

飯網町プロフェッショナル人材就業促進事業補助金交付申請書

年度飯網町プロフェッショナル人材就業促進事業補助金の交付を受けたいので、飯網町プロフェッショナル人材就業促進事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

補助対象事業の内容	
補助対象経費	円
補助金の交付を受けようとする額	円
添付書類 (1) 事業計画書 (2) 民間人材ビジネス事業者へ支払う手数料の見積書の写し (3) 町税等の納税証明書 (4) その他町長が必要と認める書類	

様

飯網町長

飯網町プロフェッショナル人材就業促進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました飯網町プロフェッショナル人材就業促進事業補助金について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 交付決定額 _____ 円

2 補助の条件

- (1) 交付の対象となる事業は、当該申請書の事業計画書記載のとおりとする。
- (2) 当該補助事業の内容を変更、中止又は廃止しようとする場合は、飯網町プロフェッショナル人材就業促進事業補助金交付要綱の規定により承認を受けること。
- (3) 当該補助事業が完了したときは、速やかに実績報告書を提出すること。

年 月 日

飯網町長 様

所 在 地

事 業 者 名

代表者氏名

印

飯網町プロフェッショナル人材就業促進事業変更承認申請書

年 月 日付 第 号で交付決定のあった飯網町プロフェッショナル人材就業促進事業について、下記のとおり事業を変更したいので、飯網町プロフェッショナル人材就業促進事業補助金交付要綱第9条の規定により申請します。

記

1 変更の内容

変更前	変更後

2 変更の理由

様

飯綱町長

飯綱町プロフェッショナル人材就業促進事業補助金交付決定変更通知書

年 月 日付で申請のありました飯綱町プロフェッショナル人材就業促進事業補助金について、下記のとおり変更交付することに決定したので通知します。

記

1 変更交付決定額	_____	円
	(変更前	円)

様式第5号（第10条関係）

年 月 日

飯網町長 様

所 在 地

事 業 者 名

代表者氏名

印

飯網町プロフェッショナル人材就業促進事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付 第 号で交付決定のあった飯網町プロフェッショナル人材就業促進事業について、下記のとおり事業を中止（廃止）したいので、飯網町プロフェッショナル人材就業促進事業補助金交付要綱第10条の規定により申請します。

記

1 中止（廃止）理由

様式第6号（第10条関係）

年 月 日

様

飯網町長

飯網町プロフェッショナル人材就業促進事業中止（廃止）承認通知書

年 月 日付で申請のありました飯網町プロフェッショナル人材就業促進事業の中止（廃止）について、承認することに決定したので通知します。

年 月 日

飯網町長 様

所在地

事業者名

代表者氏名

印

飯網町プロフェッショナル人材就業促進事業補助金実績報告書

年 月 日付 第 号で交付決定のあった飯網町プロフェッショナル人材
就業促進事業補助金について、事業が完了したので関係書類を添えて報告します。

記

補助対象事業の 完了年月日	年 月 日
補助対象経費	円
補助金の確定を 受けようとする額	円
添付書類 手数料の支払に係る領収書の写し	

様

飯網町長

飯網町プロフェッショナル人材就業促進事業補助金確定通知書

年 月 日付で実績報告のありました飯網町プロフェッショナル人材就業促進事業補助金について、下記のとおり補助金交付額が確定したので通知します。

記

1 補助金確定額 _____ 円

年 月 日

飯網町長 様

所在地
事業者名
代表者氏名

印

飯網町プロフェッショナル人材就業促進事業補助金交付請求書

年 月 日付 第 号で確定通知のあった飯網町プロフェッショナル人材
就業促進事業補助金について、下記のとおり請求します。

記

1 補助金請求額 _____ 円

2 補助金振込先

金融機関名		支店名	
口座番号		口座種別	普通 ・ 当座
フリガナ			
口座名義人			

様

飯網町長

飯網町プロフェッショナル人材就業促進事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付で申請のありました飯網町移住定住応援家賃助成金について、下記の理由により交付の決定を取り消します。

記

1 取消理由